



悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

平成 24 年 3 月 30 日

告 示 第 4 2 号

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 3 条の規定による工場その他の事業場(以下「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

浦添市長 儀間 光 男



- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第 1 表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準
第 2 表のとおりとする。
 - (2) 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準
法第 4 条第 1 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。)第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。
 - (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排出水中における特定悪臭物質の規制基準
法第 4 条第 1 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 4 条に定める方法により算出した濃度とする。
 - (4) 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第 3 表のとおりとする。
 - (5) 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (6) 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

第1表

	規制基準の 種類	区域の区分	区域	備考
浦添市	臭気指数	A 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	第1図のう ち実線で表 示した区域
		B 区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	
		C 区域	A 区域及び B 区域を除く 浦添市の区域	

備考

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、浦添市環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第2表

(単位:ppm)

区域の区分 特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.03	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考

この表において、A区域及びB区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

第3表

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度(臭気指数)	15	18	21

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。